

[事案 2022-300] 損害賠償請求

・令和6年5月29日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の詐欺行為等を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年2月に契約した一時払終身保険について、以下等の理由により、損害賠償してほしい。

- (1)募集人は、自分に対し、本契約は預金であると欺罔し、自分はその説明を信じて申込みをした。自分が詐欺による取消しの意思表示をした平成26年10月以降の期間、本契約の保険料に対する法定利息相当額の損害を被った。
- (2)募集人の詐欺行為や、募集人あるいは保険会社の対応上の問題により、保険料が返還されない間、自分は生活費の工面に苦勞したり、長男の大学進学を諦めざるを得なくなったなど、精神的な苦痛を被った。
- (3)募集人が、自分の姉と通謀して、自分に手続の内容を認識させないようにし、無断で死亡保険金等の請求および学資保険のすえ置金請求を行ったことにより、保険会社が自分名義の銀行口座に振り込んだ金銭が姉によって不正に引き出され、盗られた財産的損害が生じ、これにより精神的な苦痛を被った。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人に詐欺にあたる行為は認められない。
- (2)募集人は、適切な説明や意向確認を行い、不当な対応はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の詐欺行為等は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1)本契約の申込みが申立人の入院中に行われており、募集人は、退院していると思ったと陳述しているが、申立人の服装などから入院していることは認識しえたといえ、そうであるならば、申立人の申込みについては後日改めて勧誘すべきであった。